

織田七右兵衛尉信重の基礎的研究

誉田 航平

はじめに

本稿では、織田信長の甥にあたる織田七右兵衛尉信重について検討していきたい。この信重については、「津田信澄」という氏名が有名であり、『信長公記』・『寛政重修諸家譜』などで「織田（津田）七兵衛尉信澄」と表記され、織田一門衆としての活躍が知られている。『寛政重修諸家譜』では、信長の弟勘十郎信行の子に当たるとし、父の死後、その旧臣であった柴田勝家のもとで養育され、分家筋の津田名字を称したと記載されている。¹なお、明智光秀の娘婿ともされ、『多聞院日記』²などにも記載がある。しかし、後述するように発給文書や関連文書では「信重」しか確認できず、正確には「織田七右兵衛尉信重」と称していたことが確認されている。³よって本稿では、発給文書の署名を重視して、「（織田七右兵衛尉）信重」と表記していきたい。

信重についての専論はないが、自治体史や辞典類で事績の紹介が行われてきた。信重の主な先行研究としては、宇野日出生氏⁴、谷口克広氏⁵、高島幸次氏⁶、岡田正人氏⁷、山崎布美等⁸の研究が挙げられる。特に、谷口氏については『織田信長家臣人名辞典』（以下『辞典』と表記）の中で、他の織田一門衆とともに比較的詳細な事績の紹介がなされている。本稿ではこれら先行研究に学びつつ、織田家家中における織田信重の政治的な地位、役割について検討・考察を行う。そして、織田一門研究および織田政権の研究の一つに位置づけていく。なお信重は本能寺の変直後（天正十年六月五日）に信長実子の信孝らによって大坂城内で殺害されている。⁹ただし本稿では、紙幅の関係上、本能寺の変以前の信重の動向を整理し、検討を深めていく。

それでは主な先行研究で、信重がどのように捉えられていたかを確認していきたい。

まず『滋賀県史』第三巻では、『信長公記』の記載をもとに、天正六年二月に織田家臣の磯野員昌が信長の命に背いて逐電し、「高島郡大溝城は織田信澄に帰している」と評価した¹⁰。

宇野日出生氏は天正二年三月に信長のすすめによって磯野員昌の養子となり、近江の佐和山城に居住したと捉えた。また信重の近江国高島郡の支配については「織田信重書状」（「山本文書」）などを検討し、「信澄が養父員昌にかわって、その地位を確立しつつあったことが想像される」と評価した。

谷口克広氏は、磯野氏養子入りについて、『兼見卿記』で、磯野員昌が出奔した時期（天正六年）より前から、近江高島郡にいたることを踏まえて、「その説は信じられる」と評価した。天正六年以降から、磯野より、高島郡の一職支配権を獲得したと評価した。また『辞典』では信重に関する事蹟が詳しく集積されている。

高島幸次氏は天正四年頃、磯野員昌は養子の織田信重に家督を譲ったとした。家督相続後しばらくは員昌・信重で分割統治を行い、天正六年二月の員昌逐電により、信重は高島郡の一郡支配を命じられたとする。

岡田正人氏は『寛政重修諸家譜』にある永祿七年に信重が元服したとする記載を「訛伝」と評価した。天正三年までに元服を遂げ、越前一向一揆攻めに、初陣を務めたと評価した。同四年正月十四日以前に近江に所領をあてがわれ、同年二月に磯野員昌の跡職を継承し、この頃に明智光秀の娘を娶ったと推測された。

山崎布美氏は、信長によって、織田名字が称号化される過程を研究され、その一事例として、信重を取りあげた。信重は元服後、「津田」を名乗ったとし、信重弟の勝三郎も津田名字であることを指摘した。『信長公記』では当初「津田坊・津田七兵衛」と表記されており、巻十二（天正七年）以降は織田名字となっていることを指摘した。『信長公記』で織田・津田名字がしばしば同義とみなされるのは、同一人物への両様の記述が見られることであろう、とした。なお天正七年に織田名字を名乗った可能性が高い理由に、磯野員昌より、高島郡の一職支配権を獲得したことをあげた。

以上、主な先行研究を確認すると、信重の元服時期、信重が津田名字を称したか、磯野員昌への養子入りをしたか、近江国高島郡の領域支配をどのように行ったか、などで見解に相違があることが指摘でき、課題となりうる。また『信長公記』

をある程度前提とする議論が多く、同時代史料を軸に検討し直す必要性が生じるとも指摘できる。そこで本稿では、信重の発給文書・関連史料を全体的に検討することで、記載内容の検討・考察や無年号史料の年次比定などを行い、基礎的研究の充実化を図るものとする。

最後に織田信重の発給文書について整理しておきたい。管見の限り、信重の発給文書は四通存在し、天正四年～九年にかけて存在する(以下、【表1】No.1と表記)。このほか関連史料は、『信長公記』を除けば、十四点存在する。加えて『信長公記』に散見される信重の記事については、二十二点ほど検出できる(以下【表2】No.1と表記)。

一 織田信重の元服時期とその動向

最初に信重の初見史料は『天王寺屋会記(津田宗及日記)』天正二(一五七四)年二月三日条に、殿様(信長)の「御通役」として登場する(【表1】No.1)。記事には「御通 御坊様 但殿様ノ姪御様也 勘十郎殿御子息也」とあり、「御通りハ御茶筥様 殿様ノ御子息様也」という記載もあるため、御茶筥(＝織田信雄)と同等の役割を担い、対等な敬称が用いられたことがうかがえる。なお『寛政重修諸家譜』では、信重の幼名を「坊丸」としている。また『信長公記』によれば、蘭奢待切り取りに際して、その奉行の末尾に「津田坊」という人物がおり、谷口氏は信重(御坊)と同一視している(【表2】No.1)。ただし、『信長公記』¹²⁾巻九(天正四年四月朔日条)にも「津田坊」がみられる(【表2】No.3)。しかし『信長公記』巻八(天正三年八月十五、十八日条)には既に「津田信澄」として登場し、越前一向一揆攻撃に従軍している(【表2】No.2)。そのため、津田坊を信重と同一視すべきかは検討を要する。

続いて、信重の元服時期について検討する。信重は、天正三年九月に「七兵衛尉」として活動が確認できる。

【史料1】『兼見卿記』 天正三年九月廿五、廿七日条¹³⁾

廿五日、庚申、未明御茶湯果子以下用意、辰刻一条寺へ鷹山也、御茶湯果子、焼栗・豆アメ・蜜柑・柿・塩引・山芋、列率衆へ焼餅五百持参、午刻於赤山御茶、各列率衆賜之、予可罷販之旨信長被申之間販也、七兵衛尉・村井

【表1】織田信重関係史料一覽表

No.	史料名	年月日	差出	宛所	所蔵先
18	織田信孝書状	(年未詳) 3日	信孝(花押)	七兵衛様 御宿所	泰蔵歴史美術館所蔵文書
17	堀田秀勝書状	天正4~10(1576~82)年 4月3日	堀田弥次左 秀勝(花押)	保助左 太夫まいる御宿所	山本家文書
16	織田信重書状写	天正9年(1581) 9月8日	信重(花押影)	今津地下人	川原林文書
15	『天王寺屋会記 他会記』	天正9年(1581) 6月3日			『天王寺屋会記』
14	『蓮成院記録』	天正9年(1581) 1月6日			『蓮成院記録』
13	『天王寺屋会記 他会記』	天正8年(1580) 11月26日	秀勝(花押)	諸寺代 大雄房 尊答	『天王寺屋会記』
12	堀田秀勝副状	(天正8/1580)年 11月1日	堀田弥次左衛門尉		『京都十六本山会合用書類』
11	織田信重書状	(天正8/1580)年 11月1日	七右兵衛尉 信重(花押)	諸寺代 大雄房 回報	『京都十六本山会合用書類』
10	『兼見卿記』	天正8年(1580) 8月3日			『兼見卿記』
9	『兼見卿記』	天正7年(1579) 3月4日			『兼見卿記』
8	『天王寺屋会記 自会記』	天正6年(1578) 9月30日			『天王寺屋会記』
7	織田信重書状	天正5年(1577) 閏7月3日	七兵衛重(花押)	横江崇善寺座下	『高島郡誌』
6	織田信重書状写	天正4年(1576) 12月10日	信重 御判	船木朽木商人中	山本家文書
5	善法寺堯清書状	(天正4/1576)年 3月7日	堯清(花押)	織田七兵衛尉殿	菊大路家文書
4	『兼見卿記』	天正4(1576)年 1月18日			『兼見卿記』
3	『兼見卿記』	天正3(1575)年 9月27日			『兼見卿記』
2	『兼見卿記』	天正3(1575)年 9月25日			『兼見卿記』
1	『天王寺屋会記 他会記』	天正2(1574)年 2月3日			『天王寺屋会記』

【表2】 織田信重一覽 (『信長公記』)

8	7	6	5	4	3	2	1	No.
11	11	11	11	8	9	8	7	巻数
天正 6年	天正 6年	天正 6年	天正 6年	天正 3年	天正 4年	天正 3年	天正 2年	元号 年
1578	1578	1578	1578	1575	1576	1575	1574	西暦
8月	6月	4月	2月	8月	4月	8月	3月	月
15日	29日	4日	3日	18日	4日	15日	27日	日
津田七兵衛信澄	津田七兵衛	津田七兵衛信澄	津田七兵衛信澄	津田七兵衛	津田坊	津田七兵衛信澄	津田坊	氏名
近江国、京都の相撲取りを始め1500人が安土へ集められ、相撲が執り行われた。奉行は「津田七兵衛信澄・堀久太郎・万見仙千代・村井作右衛門・青地与右衛門・後藤喜三郎・布施藤九郎・蒲生忠三郎・永田刑部少輔・阿閉孫五郎」の順。	播磨国兵庫・明石・高砂間の対海賊警固として、津田七兵衛・山城衆に加え万見仙千代を派遣した。	大坂表に織田信忠を大将とする軍にみられる、6日まで石山本願寺を包囲し、麦苗を薙ぎ捨て帰陣した。人名などは「三位中将信忠・尾濃勢州・北畠信雄・織田上野守・神戸三七信孝・津田七兵衛・滝川左近・惟任日向守・蜂屋兵庫頭・惟住五郎左衛門・江州・若州」の順番。	磯野丹波がの逐電に際し、所領である近江国高島郡の支配権を津田七兵衛に申し付けた。	柴田修理・惟住五郎左衛門・津田七兵衛の三人により鳥羽城を攻め落とし、5、600人の将兵を切り捨てた。	安土城普請に際して、津田坊は大石を安土山の麓まで寄せようとしたが、上げることができなかった。	越前一向一揆攻撃の軍の中にあり。なお織田家一門には「神戸信孝・津田七兵衛信澄・織田上野守・北畠中納言」の順でみられる。	蘭奢待の切り取りに際して、奉行の一人に「津田坊」がみられる。	備考(信重の動向)

16	15	14	13	12	11	10	9	No.
13	13	12	12	12	11	11	11	巻数
天正 8年	天正 8年	天正 7年	天正 7年	天正 7年	天正 6年	天正 6年	天正 6年	元号 年
1580	1580	1579	1579	1579	1578	1578	1578	西暦
5月	2月	11月	5月	4月	12月	11月	11月	月
7日	27日	19日	中旬	8日	11日	27日	18日	日
織田七兵衛信澄	津田七兵衛信澄	織田七兵衛信澄	織田七兵衛信澄	織田七兵衛信澄	津田七兵衛信澄	津田七兵衛信澄	津田七兵衛信澄	氏名
備考(信重の動向)								
<p>茨木総持寺に信長が御出での際、津田七兵衛信澄らに茨木の小口を抑えさせた。</p> <p>中川瀬兵衛が古池田の信長のもとへ伺候した際、「信長・信忠・信雄・信孝・信澄」から褒美を下賜される。信澄は御腰物を与える。</p> <p>伊丹城攻めに際し、信長は所々に付け城の建設を命じた。その内、津田七兵衛信澄は郡山を担当した。</p> <p>播磨へ「越前衆不破・前田・佐々・原・金森・織田七兵衛信澄・堀久太郎」が出陣した。なお、信澄の「織田名字」表記が現れた初見である。</p> <p>安土宗論に際し、寺中御警固として「織田七兵衛信澄・菅屋九右衛門・矢部善七郎・堀久太郎・長谷川竹」を任命した。</p> <p>荒木久左衛門が妻子を残し尼崎へ退去した際、信長は織田七兵衛信澄を「伊丹城中警固」として入城させ、櫓の御番を仰せつけた。</p> <p>信長が山崎に御成りした際、津田七兵衛信澄、塩河伯耆、惟住五郎左衛門を兵庫へ派兵させた。なお例外的に「津田名字」表記に戻っている。</p> <p>安土の江堀・舟入・道築の普請が終わると、信長は惟住五郎左衛門長秀・織田七兵衛信澄の労をねぎらい、在所へ戻り用事を申し付けた。信澄は高島郡へ、長秀は佐和山へ向かった。</p>								

22	21	20	19	18	17	No.
15	15	14	14	14	14	巻数
天正	天正	天正	天正	天正	天正	元号
10年	10年	9年	9年	9年	9年	年
1582	1582	1581	1581	1581	1581	西暦
5月	3月	10月	5月	2月	1月	月
21日	19日	9日	10日	28日	15日	日
織田七兵衛信澄	織田七兵衛信澄	織田七兵衛信澄	織田七兵衛信澄	同(織田)七兵衛信澄	織田七兵衛信澄	氏名
家康の上洛に際し、信長は織田七兵衛信澄・惟住五郎左衛門に対し、大坂にて家康の接待を命じる。	武田攻めに際し、信長は諏訪法花寺に陣を移した上で、織田七兵衛信澄ら諸手に陣取りを命じた。	伊賀国御見物として、「岐阜中将信忠・織田七兵衛信澄」が御同道した。なお同日、伊賀国飯道寺に信長も入った。	巻・一字残さず、焼き払った。	和泉国榎尾寺坊舎に対し、織田七兵衛信澄・蜂屋兵庫・堀久太郎・宮内卿法印・惟住五郎左衛門長秀は検分の上、一部は接収、一部は破壊した。また堀久太郎検使の元、その外伽藍・寺庵僧坊・経卷・一字残さず、焼き払った。	御馬揃に際し、御連枝の御衆「中将信忠卿・馬乗八十騎・美濃衆・尾張衆、北畠中将信雄馬乗三十騎・伊勢衆、織田上野守信兼・馬乗十騎、同三七信孝・馬乗十騎、同七兵衛信澄・馬乗十騎、同源五、同又十郎、同勘七郎、同中根、同竹千代、同周防、同孫十郎」が参加した。馬乗の数は「信包・信孝・信澄」が同等であり、対等の地位にあったか。	備考(信重の動向) 左義長に際し、御一門「北畠中将信雄・織田上野守信兼・織田三七信孝・織田源五・織田七兵衛信澄」らも参加した。

専次馳走也、別而仕合了

廿七日、壬戌、七兵衛尉へ為礼罷向了、出頭也、直二信長へ罷出、暫面之広間ニ在之、七兵衛尉退出之砌申礼、次信長へ小鼓之徴五懸進上之、七兵衛尉披露也、一昨日鷹山之時御茶湯持参之礼、只今徴之御礼懇承、雁一賜之也、

【史料二】『兼見卿記』 天正四年正月十八日条

十八日、壬子、自高嶋七兵衛尉上洛、今度丹州之義為見舞下向云々、北白川在陣也、罷向申礼、ユカケ一具持参、奏者又右衛門五明二本遣之、面会、

【史料一】『史料二』は京都吉田神社の神官で公家の吉田兼見(吉田兼和)の日記である。【史料一】の天正三年九月廿五日条には、信重は村井専次(村井貞勝の一族)と並び、吉田兼見と信長の対面を取り次いでいることがわかる。一方、廿七日条では、兼見自身が廿五日の礼として赴き、信長と対面し、信長へ「小鼓之徴五懸」を進上する際に、信重が披露を行ったことがわかる。このことから、信長と兼見を取り次ぐ役割を担っていたことが指摘できる。さらに元服時期について検討を行う。まず『天王寺屋会記』の天正二年時点で「御坊」と幼名呼びであることから、信重は天正二年二月三日～三年九月二十五日の間には、元服を済ませていたと考えられよう。なお谷口氏の研究によれば、兼見との取次を元龜四年までは織田信広(信長の異母兄)が務めており、信長と將軍足利義昭との和睦の使者も務め、天正二年に信広は戦死していることが確認されている。¹⁴⁾【史料一】は信広戦死の翌年の記録であるため、筆者は信重が伯父信広の役割の一部(吉田兼見との取次)を継承したと指摘したい。

続いて、【史料二】では信重が「丹州之義」の見舞いと称して、近江国高島郡から上洛したことがわかる。北白川まで在陣していることから、軍勢を引き連れて、上洛したことがわかる。信重は天正四年正月十八日段階で、すでに高島郡内から軍勢を集め、軍勢を指揮する権限があったと考えられる。なお谷口氏は【史料二】の「丹州之義」を明智光秀の丹波攻めのことであると捉え、光秀の見舞いのために上洛したと評価している。¹⁵⁾信重が明智光秀の娘婿となった時期については、同時代史料や『信長公記』でさえ明確ではないため、【史料二】時点で両者の関係性を積極的に論じることができない。しかし、光秀への援軍ではなく「見舞」とされていることから、両者の密接な関係性を窺うことはできよう。また【史料

【二】の記載から、天正四年正月時点で、伯父信長の元を離れ、高島郡に居住していたことが推測できる。なお信重の高島郡支配については、次の節で検討していきたい。

二 織田信重の高島郡支配

本節では信重による高島郡支配に関して考察・検討していく。まずはその前提として、磯野員昌（磯野丹波守員昌）の高島郡支配から検討を行う。磯野員昌は、近江浅井氏の家臣であり、佐和山城に籠城して織田方と交戦していた。元龜二（一五七二）年二月二十四日、磯野丹波守員昌が佐和山城を明け渡し、織田方へ降伏したことが高島郡支配の契機となる。¹⁶二十日付け「丹羽長秀書状」（近江国堅田諸侍衆宛て）の二通¹⁷には、①織田方の堅田諸侍衆に対し、高島郡に員昌の一行百隻が湖岸「松原通」を通過するため、粗略にせず、馳走すべきこと、②念入りに早船として磯丹（員昌）の人質を送るので、異議無きように申し付ける、とある。このことから丹羽長秀が高島郡、滋賀郡堅田に影響力を持ち、員昌の高島郡行きの差配をしていたこと、員昌が元龜二年二月時点で高島郡に入市したことがわかる。高島幸次氏は、員昌が高島郡内の支配を行ったのは高島郡から浅井勢が一掃された天正元年の新庄城への本拠地移転からだとして評価している。¹⁸天正元年八月、信長は高島郡の領主多胡氏の本領安堵を行っており、その際に新知行については「磯野方」に申しつけることを命じている。以後員昌は天正四年まで、高島郡内の寺社や郷村への文書発給を行っている。¹⁹員昌の終見史料は天正四年九月十二日に饗庭百姓中に宛てた「磯野員昌書状」であり、高島郡内の善積庄・木津庄の境界線をめぐる相論を裁定している。²⁰

信重については、元龜三年三月十六日、信重が高島郡内の酒波寺を焼き討ちにしたという同寺の所伝が知られている。²¹しかし、信重を「信長公の舍弟織田七兵衛信澄」と表記するなど、事実関係に問題がみられる。加えて信重の元服は天正期からであるため、誤っていると指摘したい。高島郡に関係する史料は【史料二】が初見であり、あくまでも天正三年九月～四年正月の間に高島郡に入市したと考えるのが妥当であろう。

そして、信重の高島郡入部に關しては、磯野員昌に養子入りしたとする所伝が知られている(『浅井三代記』・『丹羽家譜』)。先行研究においても、信重の磯野氏養子入りについては概ね支持されているため、考察を行いたい。そのために、信重が高島郡に發給した文書をあげて、考察を深めたい。

【史料三】「織田信重書状写」²¹⁾

当谷材木事、丹州可為如置目、并諸職人等取扱事、不謂候、自然右之旨相背族在之者、為惣前相支へ、可注進之候、堅可加成敗、謹言

天正四

極月十日

信重 御判

船木

朽木 商人衆中

(奥書)

右者、磯野丹波守左馬頭御養子ニして高嶋郡之内、今津分南を知行して、今津分北者丹波守御隠居ニ領入由

【史料四】「織田信重書状」²²⁾

当寺三屋敷之儀、如先々不可有相違候、猶員昌折紙令披見候、恐々謹言

七兵

天正五年 閏七月三日

信重(花押)

横江

崇善寺

座下

【史料五】『信長公記』 天正六年二月三日条²³⁾

戊寅二月三日、磯野丹波守、上意を違背申し、御折檻なされ、逐電仕り、則ち、高島一向に津田七兵衛信澄、仰せつ

けられ候なり

【史料六】「織田信重書状写」⁽²⁵⁾

依若州出塩荷之事、新庄馬同前「今津」^{へも}可相付候、往還不可有相違者也、仍如件

天正九年

九月八日

信重（花押）

今津

地下人中

【史料七】「善法寺堯清書状案」⁽²⁶⁾

雖未申承候、令啓達候、仍其元被任御意候由、目出令存候御神前御祈禱弓數并黒革一枚進覽候、御音信計候、将又、横山神用之事、近年有来候様ニ、多胡方へ被仰付候者、別而可為御祈禱專一候、猶委細使者可申候、恐々謹言、

堯清（花押）

（天正六年）
三月七日

織田七兵衛尉殿

信重の高島郡支配については、【史料三】が注目される。内容は信重が高島郡内の船木・朽木の商人衆に対して、材木の取り扱いを指示したものである。文中に「当谷材木事、丹州可為如置目、并諸職人等取扱事、不謂候」とあることから、材木の取り扱いについては磯野員昌（丹州）の置目に従うこと、船木・朽木の職人については言及しないとしている。着目すべきは「丹州可為如置目」とあることで、信重は員昌の政策を引き継いだと考えられる。このことは【史料四】で「員昌折紙令披見候」とあることから、員昌が保障した内容を承認していることがわかる。

さらに着目すべき点として、【史料三】の奥書が知られている。高島氏は「この文書の奥書には「右は磯野丹波守左馬頭御養子」とあり信澄のことと考えてよいだろう」とした。⁽²⁷⁾境界線となった今津については、中ノ川以北を員昌が、以南を信重が分割支配したのではないかと推測している。まず、磯野員昌の養子であったか否かについて検討する。筆者の見解

は以下の通りである。①他の同時代史料および『信長公記』に「養子」の記載が一切ないこと、『信長公記』では「磯野丹波守員昌」・「津田七兵衛信澄」と一貫して別名字で表現していること、②「磯野七兵衛尉(磯野信重)」などといった自称・他称が一切確認できないこと、③【史料三】の奥書は写しの書状にあり合字が使われていることから、江戸期以降の書き入れであること、④奥書の内容面でも磯野員昌が「左馬頭」を称した史料は全く所見できない、という四点から現状は不明としたい。ただし高島郡の分割支配については、【史料四】が発給された横江崇善寺も今津以南であることから、今津を境界線とする南北の分割支配は裏付けが取れると考えたい。

続いて【史料五】の検討を行う。天正六年二月三日、員昌が上意を違背し逐電した結果、「高島郡一向」を信重に命じたことがわかる。この命令の主体は信長(織田氏)であると想定される。これにより信重は高島郡の単独支配(一職支配)に移行したと考えられてきた。【史料三・四】の内容を勘案すると、天正六年二月をもって磯野員昌との南北分割支配を克服して、織田一門の信重が高島郡全域を支配することができたという過程を踏んでいたことがわかる。これについては【史料六】も併せて検討したい。【史料六】は天正九年の史料で、文中に「依若州出塩荷之事、新庄馬同前二今津へも可相付候」とあることから、若狭の塩荷を新庄と同じように、今津へも下ろすことを命じている。高島郡は若狭と隣接する地域であるため、交通・流通にかかわる高島郡を越えた問題にも決定権を有したのであろう。

ここで、「織田」名字と「津田」名字について考察する。【史料七】の宛所は「織田七兵衛尉殿」になっている。文中には「多胡方」は、高島郡の領主多胡氏を指している。山崎布美氏は本史料の年代比定を『信長公記』の記載(【史料七】)を参考に、天正六年に比定した。さらに『信長公記』巻十二(天正七年)以降は「織田七兵衛信澄」と表記を改めていることを指摘した。その理由を「天正六年二月に近江高島郡の一職支配を任せられ、大溝城主となった事実にある」と評価した²⁸⁾。しかし、前述の通り『信長公記』の記載には誤りがみられるため、あくまで一次史料を基に考える必要がある。『天王寺屋会記(自会記)』天正六年九月卅日条(表一 No.8)には、御供衆に「織田七兵衛殿」がみられ、細川昭元・藤孝や筒井順慶らとともに、津田宗及の茶会に参加していることがわかる。また『天王寺屋会記(他会記)』天正九年八月三日条(表一 No.15)には、「七兵衛様御内衆」として「多胡左近兵衛」の名前があり、【史料七】の多胡方とは、信重の家臣多胡氏である

ことがわかる。

以上のことから、天正六年九月には少なくとも「織田七兵衛尉」として確認でき、一次史料上、「津田」名字を称していたことは確認が取れない。よって、津田名字から織田名字に名字が改称されたとする従来の見解には首肯できない。むしろ、信重は一貫して「織田名字」を称していたと考えた方が妥当ではないだろうか。

なお高島郡に隣接する若狭国を管轄したのは丹羽長秀であることはよく知られている。²⁹⁾長秀もまた高島郡地域に関与していたことにも着目したい。丹羽長秀の関与を示す史料としては、元龜四年(天正二年)かけ、山城国加茂神社神主森左京大夫(のち民部卿)に対し、高島郡安曇川庄の神領を安堵している文書が三通現存している。³⁰⁾このほか、天正四年比定正月十六日付け「織田信長朱印状写(羽柴筑前守宛て)」には「江州中郡・同高島郡・若州人数可罷立之旨惟住かたへ申遣候」とあり、長秀が高島郡を含む若狭国・近江国西北部の軍事指揮権を与えられていたことがわかる。山城加茂神社の神領安堵については、磯野員昌の高島郡支配の時期に重なる。一方で軍事指揮権の問題は、天正四年正月であり、【史料二】と同時期となることから、員昌や信重の上位に丹羽長秀が位置しており、天正四年時点の長秀は若狭と近江の一部地域にまたがる寄親的な存在であったと想定できる。

長秀と信重の関わりについては、天正八年、安土城周辺の普請に丹羽長秀らと従事していたことがわかり、信長より、慰勞として長秀は近江国佐和山へ、信重は同国高島郡へ帰るように命じられた(【表2】No.16)。さらに天正十年五月二十一日、信長から、堺に来る徳川家康の接待役を長秀と共に任命されており、共に大坂に参着している(【表2】No.22)。【史料六】も勘案すると、このように長秀と信重は近隣の領主として連携し、織田氏の職務に当たっていたことが指摘できる。

三 軍事面の動向

本節では、織田信重の軍事行動について具体的にみていきたい。まず、『信長公記』には信重の軍事行動が随所にみられる。『信長公記』にみられる動向は、以下のようになる。

①越前一向一揆攻めへの従軍〔表2〕No.2)、②摂津国の石山本願寺攻めへの従軍〔表2〕No.6)、③播磨国兵庫・明石・高砂間の対海賊警固〔表2〕No.7)、④摂津国茨木への従軍〔表2〕No.9)、⑤摂津国伊丹(有岡)城攻めへの従軍・城主荒木久左衛門(池田知正)の退去後、「城中警固」として入城〔表2〕No.14)、⑥和泉国榎尾寺の坊舎の破却〔表2〕No.19)、⑦甲斐武田氏攻めへの参陣〔表2〕No.21)。

ここで、『信長公記』にみられる軍事行動の意義について考えていきたい。主に大坂・茨木・有岡城(摂津国)、榎尾(和泉国)、兵庫・明石・高砂(播磨国)といった畿内近国への軍事行動が大半を占めていることが挙げられる。これは信重の所領が近江国高島郡という畿内近国にあることが理由となろう。谷口氏はこうした信重の軍事行動について「織田軍の遊撃軍団の一つ」と評価した³²⁾。これに関しては、次の史料をあげて検討を深めたい。

【史料八】『兼見卿記』 天正七年三月四日条³³⁾

□日、己酉、中将信忠卿御上洛、為御礼罷出、今日者無対面、畷、参近衛殿、御対面、七兵衛尉上洛、罷向之処今朝出陣也

【史料九】『兼見卿記』 天正八年八月三日条

三日、庚子、侍従腫物横根以外相煩之間、召寄洞庵治、大坂退城云々、七兵衛尉下向云々

【史料十】『天王寺屋合記 他会記』 天正八年十一月廿六日条³⁴⁾

同霜月廿六日 大坂へ見廻申候、織田七兵衛殿にて御放在之、蜂屋兵庫殿にて大壺拜見候、七斤斗入、壺一段
見事二候、従若州出たる壺也、こぶ二ツアリ、ロクロ三スズ、遠山アリ

【史料十一】『兼見卿記』 天正九年九月六日条

六日、丁卯、普請内山新堀也、去二日伊賀国へ御出勢、自東伊勢国司、北七兵衛尉・瀧川・惟住五郎左衛門尉、南筒井順慶、至今日国端二放火、未一途之由沙汰也、自江州日野安部井弥左衛門尉祈念之音信、

青銅百疋、修理進取次之、

【史料八】には、天正七年三月四日に、織田信忠(信長嫡子)と信重が上洛したこと、信重は今朝出陣すること、が判明する。

織田信忠については、天正三十一月二十八日に信長より織田家家督の譲渡が行われている。以降の信忠は、信長に代わって総大将を務め、軍事行動を行っていることも知られている。³⁵ 天正七年三月四月時点の信忠は、摂津国有岡城の包囲戦のため在陣していることが確認できる(『信長公記』)。信重も前述の動向(表2 No.14)から、有岡城攻めに従軍している。よって、文中の「出陣」も信忠の軍事指揮下に従って有岡城攻めに参戦したものと推定できる。前述した「織田信長朱印状写」を勘案すると、信重は従兄弟の信忠の軍事指揮下に従う存在に変質したことが想定される。【史料九】には天正八年八月より、信重は本願寺の大坂退去と入れ替わり、大坂に下向していることがわかる。さらに【史料十】から、大坂を拠点としていることが窺える。信重は本能寺の変直後、大坂城で従兄弟の信孝に殺害されているため、死去するまで拠点としていたことが推定できる。

加えて【史料六】を勘案すると、近江国高島郡と大坂に二つの拠点を有していたと評価できよう。すなわち信重は、有岡城攻め後に城中警固を任されるなど、戦後処理の経験も評価され、大坂という戦略的要地の管理も任されたと考えたい。なお【史料十一】では、伊賀国へも出陣し、信忠実弟の信雄(伊勢国司)に従い、伊賀の北部に在陣していることがわかる。以上のように信重は、織田政権下の戦闘に積極的に従軍・貢献を行っている。

四 政治的地位の検討

本節では、信重の織田家中における政治的地位を検討する。まずは、安土宗論への関わりを検討する。安土宗論は天正七年五月、法華宗の僧(京都十六本山)と浄土宗の僧の間で行われた宗論を指し、信長ら織田家が裁定を下したことが知られている。³⁶ 安土宗論に際し「信長様御名代」・「上位ヨリノ御名代」として立ち会う(「因果居士自筆安土問答」・「安土問答」・「安土宗論実録」)。『信長公記』では「寺中警固」に任命されるが(表2 No.13)、「因果居士自筆安土問答」などは宗論参加者(判者)の記録であるため、「信長の御名代」が正確である。そして信長の名代を信重が務めたことは、織田一門として、伯父信長の名代を務めるほど、信任を得ていたことが窺われる。また京都十六本山との関わりについては、

次に掲げる史料が現存している。

【史料十二】「織田信重書状」³⁷⁾

就在陣之儀、為音信、青銅二千疋贈給候、祝着之至候、猶堀田弥次左衛門尉可申入候、恐々謹言

七右兵衛尉

霜月朔日

信重 (花押)

諸寺代

大雄房同

【史料十三】「堀田秀勝副状」³⁸⁾

在陣為御音信、七兵江鷲眼二千疋令披露、則以直札被申入候、猶以依拙者能々相心得、可申達旨候、随而吾等へ五百疋被懸御意候、御懇志之段、本望至極候、可然様御寺中へ可預御心得候、曲御使へ申入候、恐惶謹言

堀田弥次左衛門尉

十一月一日

秀勝 (花押)

諸寺代

大雄房

尊答

【史料十二】【史料十三】は、京都の頂妙寺に伝来した文書であり、京都法華宗寺院の共有文書であるとされ、中尾堯氏が紹介された。³⁹⁾「諸寺」は京都十六本山を指し、天文法華の乱後に復帰した京都法華宗の中心的な諸寺院である。そのため宛所の「大雄房」は、京都十六本山の代表 (諸寺代) として信重・秀勝と交流していたことがわかる。【史料十二・十三】から、在陣の音信として、信重が青銅二千疋を受け取ったこと、堀田秀勝が感謝を伝えている。【史料十三】を発給した堀田弥次左衛門尉秀勝は信重家臣であり、信重と共に首をさらされた「堀田次左衛門」と同一人物であろう(『天王寺屋會記 他会記』天正十年六月五日条)。また【史料十二・十三】の年代比定は加えられていないため、比定を試みたい。

まず本史料にみられる信重花押は、天正九年時の発給文書〔史料六〕と同じであり、同五年の花押型とは異なる〔史料四〕。そして信重は天正十年六月五日に死去している。よって、本史料は、天正五年十一月一日から同九年十一月一日の間に発給されたと絞り込める。さらに信重と京都十六本山の関係性は、信重が安土宗論にて信長の名代を務めて以来だと考えられる。よって、天正七年以降であると推測できる。ここで文中の「在陣」について着目する。天正七年十一月十九日に有岡城の「城中警固」として入城していることから〔信長公記〕、天正七年比定である可能性を提示したい。また織田一門衆における地位としては、『信長公記』の記載から、「織田信忠・信雄・信包・信孝」について有力な地位にあったとする谷口氏の見解があり、山崎氏もこれを支持している⁴⁰⁾。ここで筆者は、年末詳「織田信孝書状」をあげたい〔表一〕No.18)。この書状では信孝が「七兵衛様 御宿所」と宛所を記し、交流を図っていたことから、信重は厚礼の扱いを受けていることが判明する。少なくとも信重は、従兄弟の信孝から敬意を払われる存在ではあった。

五 山本家文書の「堀田秀勝書状」に関する検討

本節では、「山本家文書」に伝来した「堀田秀勝書状」について検討を行う。まず「山本家文書」については、高島市船木の旧材木座に属した山本家の家伝文書である。とくに詳細な調査は『安土城・織田信長関連文書調査報告書』（以下『報告書』と表記）の作成過程で行われ、「堀田秀勝書状」全四通などが翻刻・紹介された⁴¹⁾。ただ管見の限り、先行研究での引用や検討がなされていないため、一部検討を行う。まずは関係する史料を掲げる。

【史料十四】「堀田秀勝書状」⁴²⁾

尚以御馳走候て御出肝要ニ存候、以上、

安土大宝坊之材木、其浜迄付候て、在之由候、然者大宝坊重々信重様江御理之事候て、無異議候様ニ被入精可被通候、自然舟など無都合候者、是又二三艘可有御馳走候、尚期後音候、恐々謹言、

堀弥次左

卯月三日

秀勝（花押）

保勘左

太夫
まいる御宿所【史料十五】「堀田秀勝書状」⁽⁴⁵⁾

自久太郎殿御木材之届被仰候て、無別義被仰付候て、可然存候、尚追而可申述候、其浜ニ御入候材木之事情、尚以別義なく御出肝要ニ存候、恐々謹言、

堀弥一左

五月二日

秀勝（花押）

伴式

保勘左

太夫
まいる御宿所

【史料十四】について、『報告書』では「保勘左・太夫」を船木の材木商人と、堀田秀勝を「材木の伐り出しから送り出しまで湖西の材木取扱を管掌する役人」と評価した。文中に「大宝坊重々信重様江御理之事候て」とあるため、信重の許可を得て、高島郡の木材を安土まで提供したことがわかる。安土大宝坊については、『信長公記』天正十年五月十五日条で、徳川家康は宿坊として入ったことが確認されている。また年代比定については安土城築城が天正四年であることから、天正四年から十年の間としている。さらに確証はないと断りを入れた⁽⁴⁶⁾。しかし、大宝坊の改築や新築が天正十年に行われた確証は取れないため、やはり年代比定は「天正四〜十年の間」とするのが妥当であろう。また【史料十五】に「自久太郎殿御木材之届被仰候」とあり、この「久太郎」を堀久太郎秀政に比定し、「堀の安土屋敷の修復または新築に関わるもの」と評価した⁽⁴⁷⁾。しかしこれについても、史料の文言からは安土あるいは屋敷の修復に関する十分な根拠がないため、木材の具体的用途は不明とせざるを得ない。

ここで、【史料十四・十五】の意義について検討したい。まずは材木商人に堀田秀勝が文書を発給していることである。【史料三】では船木・朽木の商人中に信重が保証を与えていたことを考慮すると、信重の地位が向上したことが窺われる。また【史料十三】で信重の副状を発給していることから、単なる「材木を取り扱う役人」と見るべきではなく、当主の意思を保証・代行する重臣であったと考えられる。加えて高島郡の材木を安土へ提供したり、堀秀政の材木の注文に応じたりしていることから、高島郡を支配する信重は織田政権へ積極的な貢献をしており、材木商人たちへの具体的指示は家臣の堀田秀勝が担っていたことが窺えよう。

おわりに

本稿では、織田信重について、織田家家中における政治的地位や役割、所領である高島郡支配に関して検討を行った。その結果、以下を検討結果としてあげる。

政治的地位は織田信長の甥として、元服前から重用され、吉田兼見や津田宗及との関わりが見られた。特に兼見との取次は、信長異母兄の信広の直後から見られ、信重は伯父信広から役割を一部引き継いだことが指摘できる。

天正四年から高島郡支配に関わり、磯野員昌出奔後は高島郡の全域支配を行った。しかしあくまで磯野家養子入りは判断材料が乏しく不明である。加えて、高島郡支配には丹羽長秀の関与もみられ、高島郡全域の支配は、磯野員昌との分割支配の時期を経て、天正六年に分割支配を克服するという過程を踏んでおり、徐々に確立されてきたと考えられる。天正六年以降、織田家中において信重は活動の幅をひろげた。安土宗論に際しては信長の名代を務めたことは特筆すべき事である。なお「津田」名字は一次史料上、確認できず、「織田」名字を称していたと指摘した。

軍事面については、当時の古記録・書状や『信長公記』を検討した結果、畿内近国での軍事活動が主であり、従兄弟の信忠や信雄の指揮下で従軍していることを確認した。また天正八年以降、石山本願寺の跡地である大坂を拠点にしていることから、信長は実子ではない信重を重要視していたことがわかる。

年末詳の文書であった【史料十三・十四】を天正七年十一月一日に比定した。また堀田秀勝についても検討を行い、信重の意を受けて、高島郡内の材木の管理や副状発給を行う有力な家臣であると評価した。

以上のように信重は、幼少の時期より伯父信長のもとで活動しており、当初吉田兼見との取次を担っていた。近江国高島郡に入部して以降、天正六年を境に郡内の全域支配を達成した。天正六年以降は、従兄弟信忠の軍事指揮下で軍事行動を行ったほか、信長の名代として安土宗論に臨んだ。また高島郡船木の材木を安土へ提供するなど、織田政権下で幅広い活動をしていることが判明した。ただし明智光秀との関わりは一次史料などで明確ではなく、本能寺の変に際しての信重の動向など十分に検討できなかったところもある。今後の課題としたい。

註

- (1) 『新訂 寛政重修諸家譜』巻八(統群書類従完成会、一九六五年) 一八六頁。
- (2) 『多聞院日記』天正十年六月五日条。
- (3) 和田裕弘『織田信忠』(中公新書、二〇一九年)。なお織田信忠(信長嫡子)の初名も信重であるが、理由は不明としている。
- (4) 『大溝築城』(『高島町史』近世前期編 一章 織豊政権 三節、一九八三年)。
- (5) 谷口克広編『織田信長家臣人名辞典』第二版(吉川弘文館、二〇一〇年、初版一九九五年) 二二〇～二二頁。
- (6) 『織田政権と湖西』(『今津町史』第二巻 近世第一章第一節、一九九九年)。
- (7) 岡田正人編『織田信長総合事典』(雄山閣出版、一九九九年)。
- (8) 山崎布美『織田一族における家中秩序』(『日本歴史』第七四五号、二〇一〇年)。
- (9) 註(5)。
- (10) 『信長と安土時代』(『滋賀県史』第三巻 第四編第一章第五節、一九二九年)。
- (11) 永島福太郎編『天王寺屋会記 解説 上下』(淡交社、一九八九年)。
- (12) 奥野高広・岩沢愿彦註『信長公記』(角川書店、一九六九年)。なお本書は陽明文庫本を底本としている。

- (13) 金子拓校註『増補改訂 兼見卿記』第一(二木書店、二〇一四年)
註(5) 一三三～三四頁。
- (14) 註(5)。
- (15) 註(5)。
- (16) 註(6)。
- (17) 功刀俊宏・柴裕之編『丹羽長秀文書集』(戦国史研究会、二〇一六年) 三十六・三十七号。
- (18) 註(6)。
- (19) 註(6)。
- (20) 「於饗庭庄為調宝書類写」(註(6) 四三頁)
- (21) 「大江保河上往古中古近代集入雑記」(『今津町史』第四卷 資料編、二〇〇三年)。
- (22) 「安土城・織田信長関連文書調査報告書 十一 山本家文書目録(旧近江国高島郡南船木村)」(滋賀県教育委員会、二〇〇一年) A1号。
- (23) 『高島郡誌』(滋賀県高島郡教育委員会、一九二七年) 五四三頁
- (24) 註(11)
- (25) 『川原林文書』(東大史料編纂所影写本)。
- (26) 菊大路家文書、『大日本古文書 家わけ文書 石清水文書之六』三九八号。
- (27) 註(6)。
- (28) 註(8)。
- (29) 功刀俊宏『織田権力の若狭支配』(戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書院、二〇一一年)。
註(17) 四〇号・四四号・五〇号。
- (30) 註(17) 参考三二号。
- (31) 註(17) 参考三二号。
- (32) 註(5)。
- (33) 註(13)。

- (34) 註 (11)。
- (35) 註 (5)、加藤益幹「織田信忠への権限委譲」(柴裕之編『織田氏一門』、岩田書院、二〇一六年、初出二〇〇八年)、柴裕之「総論 織田信長の御一門衆と政治動向」(同編『織田氏一門』、二〇一六年)。
- (36) 大畑博嗣「安土宗論における法華宗と信長政権の動向について」(『佛教史研究』第四五号、二〇〇九年)。
- (37) 「京都十六本山会合用書類」(『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類 一』) 一二二頁、一二五号。
- (38) 註 (37) 一二二頁、二六号。
- (39) 中尾堯「寺院共有文書と寺院結合」(『日本古文学学会』第三五号、一九九一年)。
- (40) 註 (5)。
- (41) 註 (8)。
- (42) 泰蔵歴史美術館所蔵文書。
- (43) 註 (22)。
- (44) 註 (22) C一一号。
- (45) 註 (22) C二三号。
- (46) 註 (22)。
- (47) 註 (22)。

〔付記〕 本稿脱稿の後に、林先生の訃報に接した。林先生には私の修士論文で主査をつとめて頂いたほか、公私ともにお世話になりました。心よりご冥福をお祈りいたします。